

軽自動車税の減免申請について

令和8年度 軽自動車税の減免申請の期限は

令和8年6月1日(月) です

※ 期限を過ぎると減免できませんのでご注意ください

◎ 減免の対象となる可能性がある車両

1. 公益のため、直接専用する軽自動車等
2. 身体等に障害を有する方が所有し、通院・通学のために運転する軽自動車等
3. 身体等に障害を有する方と生計を一にする者が所有し、通院・通学のために運転する軽自動車等
4. その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

※ 減免申請できる車両は、障害者1名につき1台のみです（普通車も含む）

※ 2～4については令和8年4月1日時点で身体障害者手帳等の交付を受けている方が対象となります

◎ 減免申請に必要なもの

1. 軽自動車税納税通知書または納付書
2. 自動車検査証 ※令和6年1月以降に車検証の交付を受けた場合は自動車検査証記録事項が必要です
3. 身体障害者手帳等
4. 運転する方の運転免許証
5. 納税義務者のマイナンバーがわかる書類

※ 公益目的の場合は1と2のみ必要です。3～5の書類は必要ありません

◎ 受付期間・受付場所

受付期間：令和8年5月1日（金）～令和8年6月1日（月）
午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

受付場所：嘉手納町役場 税務課 庁舎1階 5番窓口（土日祝日を除く）

※ 受付期間を過ぎた場合は、減免できませんのでご注意ください

◎ 減免申請の手続き方法

1. 来庁による申請
必要書類（すべて原本）をそろえて、嘉手納町役場 税務課窓口へご来庁ください。
窓口にて用意しております申請書に記入いただき、申請を受け付けます。
2. 郵送による申請
申請書に必要な書類（書類のうち1の納付書は原本、2～5は写し）を添えて、発送してください。
申請書は、役場ホームページより印刷してご利用いただけます。

※ 申請期限は令和8年6月1日（月）です（当日消印有効）。余裕をもって発送してください

～よくある質問～

Q. 身体障害者手帳はありませんが、確定申告で障害者控除を受けている場合は減免申請できますか？

A. 申請できません。

減免申請は、身体障害者手帳等を持っている方のみ可能です。

【お問い合わせ先・書類送付先】

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 税務課 宛

TEL：098-956-1111

（内線133）